

【特集】韓国における労働改革とジェンダー ：特集にあたって

YOKOTA, Nobuko / 横田, 伸子

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / Journal of Ohara Institute for Social Research

(巻 / Volume)

749

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

4

(発行年 / Year)

2021-03

【特集】韓国における労働改革とジェンダー

特集にあたって

横田 伸子

日本では、安倍政権が「働き方改革」を推進し、2018年に働き方改革関連法が成立した。しかしながら、この「働き方改革」は、企業別労働組合を主流とする日本の労働組合運動の弱体化によって、労働組合が労働条件の規制をできない状況の中で制定され、多くの問題をはらんでいる。とくに、「過労死ライン」の長時間労働の追認や悪化、非正規労働者の差別的待遇、雇用の不安定化など、その新自由主義的性格が厳しく批判されている。西谷敏は、日本の「働き方改革」の背景に、少子化に対応して生産性向上を図る国の政策や規制緩和政策があったことと同時に、労働組合の機能低下を指摘し、労働者目線から外れた「上からの改革」だと喝破している（西谷敏 2021：iv）。

これに対して、韓国では、2016年から2017年にかけて、朴槿恵（パク・クネ）大統領の職権乱用・機密文書漏洩・収賄疑惑などに抗議して、「ろうそく革命」と呼ばれる大統領退陣を求める国民的な大規模デモが起り、結局、同大統領は弾劾訴追を受け、2017年3月に失職した。これと併行して、労働組合や市民団体が主体的に自らの立場を主張し、労働者の基本権を守る運動や、フリーランスや個人事業主等の独立自営業者を含むあらゆる就労者に対して労働者権を保障しようとする運動が展開された。これに加え、李明博（イ・ミョンバク）政権、朴槿恵政権という二代続いた保守政権によって、約9年にわたって展開された新自由主義的政策に対抗して、様々なレベルで福祉国家構築を目指す政策論議が多彩かつ強力に推し進められてきた。こうした流れに呼応して、2017年5月、文在寅（ムン・ジェイン）政権が「労働尊重」、「所得主導成長」、「社会的対話重視」を中心公約に掲げて発足し、画期的な労働改革が進められた。すなわち、公共部門の雇用創出、労働時間短縮、公務部門に牽引された非正規職の削減と待遇改善、最低賃金の引き上げ、社会的対話機構の設立、ILO条約批准⁽¹⁾促進など、労働者に寄り添うような課題が提示されたのである。

しかしながら、こうした文在寅政権の労働改革も、2018年後半以降、持続的な景気低迷と、良質な雇用を生み出せなかった低調な雇用業績に対して批判的な国民世論が高まる中で大きく後退した。とくに、「社会的脆弱階層」と呼ばれる女性や若者層に目を移すと、労働改革の保護から排除された彼らの姿が浮かび上がってくる。女性賃金労働者の過半数を占める女性の非正規労働者や若年アルバイトの多くは、労働基準法や非正規職保護法などの労働法制や社会政策の保護や規制から排除されており、これらの人々は労働改革の恩恵をほとんど受けられずにいる。したがって、韓

(1) 2020年現在、韓国は、ILOが全加盟国に批准を求める、中核的労働基準を定めたILO基本条約（4分野・8条約）のうち、結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第87号）、団結権及び団体交渉についての原則の運用に関する条約（第98号）、強制労働に関する条約（第29号）、強制労働の廃止に関する条約（第105号）の4条約を批准していない。

国の労働改革については、全体として概括的に見るだけでなく、「社会的脆弱階層」の側面からも深く考察する必要がある。こうした問題意識を踏まえ、本特集は、「韓国における労働改革とジェンダー」を取り上げる。二代続いた保守政権の新自由主義的な労働政策の下で、一番しわ寄せを受け周辺部に追いやられたのは女性であるにもかかわらず、文政権において、一定程度、労働改革が進んだように見えても、現実にはジェンダーの視点は弱かったのではないだろうか？ そこで、本特集では、韓国を代表するフェミニスト研究者である鄭成美（チョン・ソンミ）氏、尹子英（ユン・ジャヨン）氏、黄晶美（ファン・ジョンミ）氏に、文政権の労働改革や福祉改革をジェンダーの視点から再照射し、女性と女性労働に与えた影響について論文を書き下ろしていただいた。

まず、韓国を代表するフェミニスト研究者の3氏の略歴を紹介したい。

鄭成美氏は、高麗大学校経済学研究科で経済学博士学位を取得し、現在、韓国女性政策研究院に副研究委員として在職中である。主な研究関心は、ジェンダーの視点から見た非正規労働者及び低賃金労働者などの社会的脆弱階層、及び女性労働市場の問題と不平等である。主要論文として、「2000年以降の既婚女性の労働供給弾力性の変化に関する研究」（2019）が、また、主要著書として、『労働市場制度と賃金の不平等に関する研究』（2018）、『韓国型失業扶助導入による女性雇用サービスの発展に関する研究』（2019）などがある。

尹子英氏は、ソウル大学校経済学科卒業、マサチューセッツ州立大学で経済学博士を取得し、現在、忠南大学校経済学科准教授である。主な研究関心は、家庭と市場におけるケアワークと生活時間、女性労働市場の構造分析及び社会サービス市場の構造分析である。主要論文として、「ジェンダー不平等と不安定労働」（2018）、「ケア労働時間概念とその測定——育児を中心に」（2018）、「女性の雇用の実態と労働組合の対応」（2019）、「基本所得と両性平等」（2019）など他多数がある。

黄晶美氏は、ソウル大学校社会学研究科で社会学博士を取得し、韓国女性政策研究院研究委員を歴任し、現在、韓国女性学会理事を務め、ソウル大学校女性研究所客員研究員である。主な研究関心は、ジェンダーの視点から見た韓国女性政策の歴史的形成過程の研究、とくに、家族の変化とケアの公共性、女性の人権、女性と移住（migration）及びジェンダー政策の国際比較分析などである。主要論文として、「Resident Foreigners in South Korea and Japan: A Comparative Policy Analysis」（2016）、「ジェンダーの視点から見た民主化以降の韓国の民主主義」（2017）、「先進国の海外移住政策とジェンダー」（2018）など他多数がある。

本特集の概要は以下の通りである。

鄭成美「2000年以降の韓国女性労働市場の構造変化」では、2000年以降現在までの韓国の女性労働市場の構造変化について考察している。鄭はまず、女性の就業率の変化を年齢階層別に分析し、20代から30代前半の女性の就業率が2000年代を通じて高まっていることを発見している。しかし、他の先進国に比べると、依然として女性の就業率が低い理由として、女性が出産及び育児のため労働市場から離脱せざるを得ないキャリア中断をあげている。しかしながら、文在寅政権下の2017年から2018年にかけて、男女ともに育児休業を取得する人数が急激に増え、女性のキャリア中断の割合が大きく低下している。

次に、鄭は、1998年の「IMF 経済危機」から2007年と、リーマンショックを挟んだ2007年か

ら2017年に時期を2つに分けて男女別就業者の産業別構成比の変化を見ている。興味深いことに、同期間、男性は全産業でほとんど構成比が変わらないのに対し、女性は、IMF経済危機以降の10年間、卸・小売、飲食・宿泊業といった伝統的に女性が多い業種が雇用拡大を牽引してきた。しかし、2007年から2017年には、これらの都市下層に属する部門も多数を占める一方で、何よりも大きな変化として保健・社会福祉サービス業を中心に大量に雇用が創出されたことを指摘している。しかしながら、このように女性の雇用は量的には拡大したが、賃金労働者に占める非正規労働者比率は、建設業を除く全産業で男性を上回り、全産業平均で40%以上を占めていることから、女性雇用の質的改善はほとんどなされていないと述べている。

最後に、鄭は男女の賃金格差の推移を見ている。これは、文在寅政権が、最低賃金を2018年に16.4%、2019年に10.9%も引き上げたことによって、社会的脆弱階層である低賃金女性労働者がその恩恵を受けたかどうかを判断する重要な指標となる。結果として、最低賃金は上がったものの、男性中高賃金層と女性中低賃金層が顕著に増大し、男女の賃金格差はほとんど改善されなかったことがわかる。

尹子英「文在寅政権の労働改革と女性労働政策」は、文政権の労働改革の成果と限界をジェンダーの視点から評価している。尹は、文政権の労働政策の基本的方向を、公共部門の非正規労働者の正規職転換によって一次労働市場を拡張すると同時に、最低賃金引き上げによって二次労働市場を改善することで、労働市場の両極化と格差を是正しようとしたと意味づける。しかしながら、文政権の労働改革の3つの柱である、①非正規労働者の正規職への転換、②最低賃金の引き上げ、③労働時間の短縮は、当初は狙い通りの成果を上げることができたが、女性労働に対する副作用も大きかったと主張している。

まず、公共部門では、民間部門よりも女性非正規労働者が男性より圧倒的に多いため、公共部門における非正規労働者の正規職化によって、女性非正規労働者の地位向上が図られ、労働市場内の性別不平等解消に大きな影響を与えたと考えられた。しかし、政府は、非正規労働者の正規職化の最終段階で、正規職化された労働者を直接雇用するのではなく、民間委託機関の正規労働者としたのである。この結果、彼女たちは、委託単価の低さから正規職化されても劣悪な労働条件下に置かれ、委託契約の不安定性によって常に雇用不安に直面することとなった。こうして、公共部門非正規労働者の正規職転換政策は、民間部門を含む雇用構造改善の呼び水にはなれなかったのである。

さらに、2020年までに最低賃金を1万ウォン台にするというもう一つの中心公約によって、女性の低賃金労働者比率が高い韓国では、性別賃金格差縮小に大きく寄与すると期待され、実際、女性低賃金労働者の比重も急減した。しかし、鄭成美論文でも実証されているように、男性中高賃金層と女性中低賃金層が増大し、とくに後者の増大が大きかったことから、性別賃金格差は縮小するどころか逆に拡大した。しかも、経済界から最低賃金引き上げに対する猛烈な批判を受けるや、文政権は最低賃金の算入範囲に賞与や食事手当、通勤手当、住宅手当などの福利厚生費の一部まで加え、それらを受け取れない女性非正規労働者の最低賃金引き上げ効果は薄まってしまったのである。

最後に、文在寅政権の労働時間政策は、男性の長時間労働是正だけを目的としている。ところが女性労働者にとって問題なのは、李明博、朴槿恵と二代続いた保守政権の下で急速に拡散した、1

週間の所定労働時間が15時間未満の「超短時間パート」なのである。その大部分は女性が占め、彼女たちは超短時間しか働けないがゆえに、年金・雇用・医療・労災の4大社会保険が適用されず、労働基準法で定められた解雇規制や有給休暇・有給休日、2年の使用期間制限、退職金給与保障法といった法律の適用除外となっている（横田 2018：110-111）。文政権の労働時間政策は、これらの「超短時間パート」女性労働者の処遇改善は一切視野に入っていない。こうして、尹子英論文は、文政権の労働改革のジェンダーの視点の弱さを浮き彫りにしているのである。

黄晶美「文在寅政権の福祉改革と韓国におけるジェンダー体制——女性労働者の社会権を中心に」について解説したい。黄は、文在寅政権の福祉改革の基本方針を、すべての社会構成員を包容し安定した生活を保障するため、福祉財政を積極的に拡大し、様々な社会サービスを提供しようとする「包容国家 (inclusive state)」の構築であると規定する。そして、この包容国家の方向性と政策的課題を、女性の社会権拡張という視点から探ろうとする。つまり、包容国家を目指す文政権の福祉改革が、女性の社会権を政策課題としてどのように認識し、女性の社会権のうち何を優先課題とするのか、政策内部に矛盾はないのかを問い、女性の社会権とジェンダー平等をどのように扱っているのかを考察するのである。

とくに、文在寅政権が発表した主要政策課題文献の分析を通して、男性稼ぎ主型家族ではない多様な形態の家族を制度的に認め、伝統的な性別分業から脱して女性と男性がケアと有償労働を平等に分担できる新たな社会モデルへの指向性を見出している。だが、実際には、女性の社会権は低所得階層の女性の救済と女性問題にとどまり、部分的で細部の政策課題に集中するだけであったとしている。したがって、多くの様々なジェンダー平等課題の全体を統合する大原則は存在せず、ジェンダー不平等の構造転換を促すには全く不十分であると評価するのである。

さらに、黄は、文在寅政権の福祉改革は、世界最高レベルの少子高齢化による社会的再生産の危機を回避するための未来への社会的投資戦略に強く依拠していると論じている。すなわち、このような出生率の低下に対処するための社会的投資戦略では、女性が福祉を受ける権利を、出産子どもを養育する女性への補償へと矮小化してしまう可能性が大きい。これでは、性別固定観念や男性中心の家族モデルに逆戻りし、女性の社会権とは正反対の方向に向かってしまう。黄は、文政権の包容国家を軸とする福祉改革は、ジェンダー平等をあらゆる政策課題統合の原理とすべきであり、これによってのみ女性の社会権を伸長させる政策へと収斂できると結論づけている。

冒頭で述べたように、韓国の文在寅政権の労働改革については、日本の「働き方改革」との比較対照から注目を集めているが、それをジェンダーの視点から分析した研究は日本ではほとんど知られていない。今回の特集をきっかけに、日韓の間でジェンダーの視点から両国の労働改革や福祉改革について研究や議論が活発に行われることを期待したい。

（よこた・のぶこ 関西学院大学社会学部教授）

【参考文献】

- 西谷敏（2021）「巻頭言」横田伸子・脇田滋・和田肇編著『「働き方改革」の達成と限界——日本と韓国の軌跡をみつめて』関西学院大学出版会
- 横田伸子（2018）「ジェンダーの視点から見た韓国における有期雇用の実態と変化——非正規職保護法施行（2007年）後の超短時間パートの増大を中心に」『関西学院大学社会学部紀要』第128号